

役員退任慰労金支給規程

第1条 本協会常勤役員（理事および監事）の退任慰労金はこの規程の定めるところによる。

第2条 常勤役員が退任したときは、この規程の定めるところにより退任慰労金を支給する。

2. 常勤役員が引き続き同じ役職または異なる役職の役員に就任した場合は、引き続いて在任したものとみなし、最終退任の際に通算して支給する。

第3条 常勤役員の退任慰労金は、退任時の報酬月額に在任月数および次の各号の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。ただし、前条第2項の異なる役職の役員に就任した者の場合は、各役職ごとに、退任時の報酬月額、在任月数および次の各号の区分に応じた割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 会 長 100分の30
- (2) 専務理事 100分の30
- (3) 常務理事 100分の25
- (4) 常勤監事 100分の25

2. 前項の在任月数は、常勤役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。ただし、前項ただし書きの規定により、異なる役職ごとの在任月数を算出する場合において、前の役職の退任日と後の役職の就任日が同一月であるときは、その月については上位の役職の在任月数に算入する。

第4条 本人死亡の場合の退任慰労金は、これを遺族に支給する。

2. 遺族の範囲およびその順位は次のとおりとする。
 - (1) 配偶者
 - (2) 子
 - (3) 父母
 - (4) 孫
 - (5) 祖父母
 - (6) 兄弟 姉妹

付 則

[制定 昭和47年 3月31日]
改正 昭和58年 3月 2日
改正 平成10年 5月21日
改正 平成15年 4月30日
改正 平成17年 7月 1日